

	<p><b>介護・障害福祉サービス事業所の利用者、従事者約2万人全員を対象に、週1回のPCR検査を区独自に実施します</b></p>
<p>と き</p>	<p>5月上旬から6月末まで</p>
<p>高齢者や障害者は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化しやすく、施設における集団感染を防止する取組が必要です。</p> <p>東京都は、入所系の高齢者施設等を対象に、4月から6月までの間に集中的にPCR検査を行う計画を策定、実施しています。また、(公財)日本財団は、高齢者施設の従事者に対する無料PCR検査事業を実施しています。</p> <p>区は、独自に、都・日本財団が検査対象としない区内の介護・障害福祉サービス事業所の利用者、従事者約2万人全員を対象に、週1回PCR検査を実施します。施設での集団感染の防止に積極的に取り組みます。</p>	

【対象】 ※いずれも検査を希望する方 \*東京都・日本財団・区の検査対象一覧は別紙のとおり

- (1) 以下の介護サービス事業所の利用者  
認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護、ショートステイ(単独型)、通所系サービス事業所(デイサービス、リハビリテーション)
- (2) 以下の障害福祉サービス事業所の利用者、従事者  
グループホーム、ショートステイ、日中活動系事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助等)、児童発達支援・放課後等デイサービス
- (3) 以下の障害福祉サービス事業所の従事者  
訪問系事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援等)、相談支援事業所

【検査の実施期間、検査頻度】

5月上旬から6月30日まで。週1回、期間内6回程度実施を予定

【実施方法等】

- ① 区から介護サービス事業所等に検査の案内、希望調査を行います。  
介護サービス事業所等は、利用者、従事者の検査希望を確認し、区に検査を申し込みます。
  - ② 介護サービス事業所等は、区が委託する検査実施機関から送付された検査キット(\*)を利用者、従事者に交付し、検体を採取後、検査キットを集約し、検査実施機関に送付します。
  - ③ 検査結果は、検査実施機関が介護サービス事業所等および区に報告します。  
利用者、従事者に対しては、介護サービス事業所を通じて通知します。
- ※ 唾液採取によるPCR検査。唾液を出しにくい高齢者、障害者の方でも採取しやすいように、綿棒による採取も可能なキットを使用。

〔検査結果で陽性が疑われる場合について〕

- ① 上記検査の結果で陽性が疑われる場合、利用者、従事者に、改めて医療機関を受診していただきます。
- ② 医療機関の診断の結果、陽性が判明した場合、区保健所が調査のうえ、陽性者の関係者に行政検査を受けて頂くとともに、介護サービス事業所等に感染拡大防止策の徹底を指導・助言します。

【問い合わせ】

- ・介護サービス事業所関係について  
練馬区 介護保険課 管理係 電話 03-5984-2863
- ・障害福祉サービス事業所関係について  
練馬区 障害者施策推進課 管理係 電話 03-5984-4598